

令和3年7月9日

令和3年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

緊急事態宣言発出時の共同利用者入構の取扱いについて

標記のことにつきまして、6月21日より入構制限を解除したところですが、国内では、感染力の強い新たな変異ウイルス（デルタ株）による感染者も増加しており、より一層の感染防止対策が求められているところ、政府では、東京都に4度目の緊急事態宣言発出が正式決定されました。

この決定を受けて、7月12日から緊急事態宣言の発令が解除されるまでの間、東京都からの入構を原則禁止いたします。なお、やむを得ない理由で来所を希望する場合は、事前に所内連絡者及び装置担当者へご相談ください。

今後、急速な感染拡大により、大阪府等他の地域でも緊急事態宣言が再度発令される可能性もあることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の流行の終息が見込まれるまでの間、共同利用者の入構に関する取扱いについては、以下のURLに掲載のとおりといたします。

緊急事態宣言発令の際には、こちらをご確認のうえ、ご対応くださるようよろしくお願いいたします。

- ・ 研究所の共同利用における感染症対応

<https://www.rri.kyoto-u.ac.jp/inter-univ/intro/intro>

【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所  
事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp